

国海技第12号
平成24年4月20日

登録小型船舶教習実施機関の長 殿

国土交通省海事局海技課長



水上オートバイによる船舶事故の防止について

今般、最近（平成20年10月～平成24年3月末）の水上オートバイによる船舶事故（以下「水上オートバイ事故」という。）の発生状況を踏まえ、運輸安全委員会から国土交通大臣あてに、運輸安全委員会設置法第28条に基づき、「船舶職員及び小型船舶操縦者法等の海上法規の遵守について、水上オートバイ事故の発生状況を含め、改めて関係団体へ周知及び指導を行うなど、引き続き小型船舶操縦者等に対する周知啓蒙及び安全指導に努めるべきである。」とする別添意見書「水上オートバイによる船舶事故防止に関する意見について（平成24年3月30日付け運委参第616号）」が提出されたところです。

貴機関においては、これまでも、受講者に対し、水上オートバイを操縦する上での注意事項について、小型船舶操縦士の遵守事項を含め十分な教育及び指導を行っているものと承知しておりますが、上記意見書における水上オートバイの船舶事故の状況を踏まえ、別紙リーフレットを作成したので、教習の実施にあたり、操縦の際の注意事項等の周知による安全啓発等に活用し、水上オートバイに係る海難の防止に資するよう指導のさらなる徹底を図られますようよろしくお願い申し上げます。

中運安舶第37号
中運安員第59号
平成24年4月26日

高橋海事事務所 高橋敏和 殿

中部運輸局海上安全環境部長



水上オートバイによる船舶事故の防止について

標記について、別添のとおり国土交通省海事局海技課長から別添のとおり水上オートバイに係る海難の防止について文書の送付がありましたので教習の実施にあたり水上オートバイに係る海難の防止に資するよう指導のさらなる徹底を図られますようよろしくお願い致します。

添 付

- ・運輸安全委員会意見書「水上オートバイによる船舶事故防止に関する意見について（平成24年3月30日付け運委参第616号）」
- ・水上オートバイによる船舶事故の発生状況
- ・パンフ「水上オートバイを安全に楽しくご利用いただくために」